

特別児童扶養手当を支給します

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。

■支給資格

- 児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていないこと
- 障害者が20歳未満であり、法律で定める程度の状態であること
- 児童が児童福祉施設などに入所していないこと
- 監護する人の所得が限度額を超えていないこと

■支給金額

- 障害の程度が1級の場合 月額5万5500円
- 障害の程度が2級の場合 月額3万3670円

■現況届

手当受給中は、年1回の所
得状況届が必要です。

■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
TEL 0897-52-1214
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

児童扶養手当の現況届を提出してください

現況届は、引き続き児童扶養手当の支給資格があるかを確認するものです。現況届をしないと8月分以降の手当が受けられなくなります。

児童扶養手当の認定を受けている方は、必ず現況届を提出してください。届け出が必要な方へは、8月初旬に現況届の案内を送付します。

■届出期間

8月1日(月)～31日(水)

■届出に必要なもの

印鑑、証書、世帯全員の住民票の写しなど。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）が届いている方は、関係書類を添えて届け出をしてください。

■届出先

- 西条地域の方
市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL 0897-52-1337
- 東予地域の方
東予総合支所市民福祉課 福祉係

**○丹原地域の方
丹原総合支所市民福祉課
市民福祉係**

○小松地域の方
小松総合支所市民福祉課
市民福祉係

**結婚50周年の
金婚式をお祝いします**

結婚50周年（金婚）を迎えられるご夫婦を、老人福祉大会（9月29日(木)に総合文化会館にて開催予定）でお祝いします。該当されるご夫婦は、ぜひ届け出てください。

■対象 昭和36年に婚姻届を
されたご夫婦

■届出方法

担当課、各公民館にある届出書にて、8月23日(火)までに提出してください。

■問合せ

- 市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係
TEL 0897-52-1292
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）



特定計量器の定期検査

商品などの取引や業務上の証明行為に使用される特定計量器（はかり）は、計量法により2年に1度の定期検査が義務付けられています。

この定期検査を受けない特定計量器や検査で不合格となった特定計量器を取引や証明に使用することは、計量法で禁止されています。

定期検査は左記の日程で実施します。特定計量器を使用している方は、必ず検査を受けてください。

※家庭で使用している体重計やキッチンスケールなどは検査の必要がありません。

■手数料
500円から3700円程度です。

※特定計量器の種類によって異なります。

■問合せ

- 市庁舎本館市民生活課 市民相談係
TEL 0897-52-1493
- 各総合支所総務課 総務調整係
○愛媛県計量検定所
TEL 089-947-4001

■特定計量器定期検査の日時・場所

日	時	場所
9月1日(木)	10:30~12:00	中川公民館
	13:30~15:00	田野公民館
9月2日(金)	10:00~15:00	丹原総合支所
9月5日(月)	10:30~11:30	国安公民館
	13:00~15:00	三芳公民館
9月6日(火)	10:30~12:00	吉岡公民館
	13:30~15:00	周布公民館
9月7日(水)	10:00~15:00	壬生川公民館
9月8日(木)	10:00~12:00	J A周桑 石根支所
9月9日(金)	10:30~15:00	小松総合支所
9月12日(月)	10:30~12:00	J A西条 氷見支所
	13:30~15:00	J A西条 橘支所
9月13日(火)	10:30~15:00	J A西条 大町支所
9月14日(水)	10:30~12:00	J A西条 神戸支所
	13:30~15:00	J A西条 飯岡支所
9月15日(木)	10:00~15:00	J A西条 中央支所